

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告する。

令和７年２月１４日

近江八幡市立総合医療センター
近江八幡市病院事業
管理者 宮 下 浩 明

１．入札の概要等

（１）購入物品

物品①：無散瞳眼底カメラ

物品②：人工呼吸器(ART-70)

（２）購入物品の内容・特質・数量等

仕様書による

（３）納入場所 近江八幡市立総合医療センター

物品①：健診センター

物品②：臨床工学科

（４）納 期 令和７年３月３１日まで

２．予定価格 非公表

３．最低制限価格 なし

４．入札の参加希望に関する事項

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

（４）当該物品購入の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

- (5) 公告日前日において、令和6年度近江八幡市物品供給等入札指名参加業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に品目を「医療機器」で登録している者。
- (6) 入札機器は、関係法令に合致していることはもとより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく製造販売承認が必要な医療器具に関しては、入札時点でその承認を受けている物品であること。
- (7) 購入1年経過後の点検、障害対応その他のアフターサービス・メンテナンスサービスの保守契約を締結する場合は、原則製造販売メーカーと契約を締結することとする。

5. 入札参加資格の確認

入札の参加を希望する者は参加票を入札当日に持参し、入札前に提出すること。

入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、入札に参加することができない。

〔提出書類作成上の留意事項〕

- ・文字は黒インクまたは黒ボールペンを使用して、楷書でていねいに書くこと。

（各枠内に入るタイプ印刷または楷書のゴム印でも可）

6. 質疑日時 令和7年2月20日（木） 午後3時まで
- 質疑提出 近江八幡市立総合医療センター総務課管理グループまで質疑内容を書面にて提出のこと。（様式不問）
- *提出方法は持参のほか、E-mail、FAXでも可とする。ただし、E-mail、FAXでの提出の場合、送信した旨を担当者あてに連絡すること。

7. 回答日時 令和7年2月25日（火）正午～
- 近江八幡市立総合医療センターホームページにて

8. 入札関係書類（入札仕様書含む）の配布

- (1) 交付場所 近江八幡市立総合医療センター

総務課管理グループ 図書室前廊下（担当者呼び出しにて）

なお、Eメールにて配布希望の場合は、依頼すること。

Eメールアドレス : 030202@city.omihachiman.lg.jp

- (2) 交付期限 令和7年2月27日（木）午後4時まで

9. 入札日時 令和7年3月6日（木）
- 物品①： 10:00～
- 物品②： 10:15～

入札場所 近江八幡市立総合医療センター 2階 第4会議室

10. 入札方法

入札書に記載する入札金額については、購入物品等（仕様書内容のとおり）の一切の諸費用含め、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるいは免税事業者であるかを問わず、消費税を除いた金額を記載すること。

11. 入札への不参加

入札は、開始時刻に遅刻したものは参加することができない。

12. 代理人の入札

入札を代理人が行う場合、代理人は入札開始前に委任状を提出しなければならない。

13. 入札の方法

- (1) 郵便による入札は取り扱わない。
- (2) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立ち会いのうえ行う。
- (3) 開札の結果、予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、最低入札価格を公表し、再度入札に付す。但し、入札回数は3回を限度とする。また、再度入札の場合は最低入札価格公表後、発表額以上の入札者は失格とし、以後本件入札について再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき随意契約のための見積り合わせを行うことがある。
- (5) 予定価格以下の最低価格をもって落札とする。
- (6) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできない。
- (7) 入札価格が予定価格に比し、著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。
この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開、打ち切り又は適当な指示を行うことができる。

14. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

免除する。ただし、契約担当者が必要と認めたときはこの限りでない。

15. 前金払い及び部分払い

前金払い及び部分払いは行わない。

16. 入札無効に関する事項

次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効となる。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったと認められるとき。
- (4) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

- (5) 入札書の記載の金額を加除訂正したとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (8) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

17. その他必要事項

- (1) 所定の入札書を使用すること。
- (2) 一度提出した入札書は、撤回することができない。
- (3) 契約の相手方となる資格を得た者は、落札を決定した日から7日以内に契約を締結しなければならない。
- (4) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (5) 落札者に入札金額の根拠となった見積内訳書（物品構成内訳書）の提出を求めるので、準備して入札に参加すること。見積内訳書は、機器本体、付属品等、詳細に記入すること。
- (6) かし担保 引渡日から1年
- (7) 申請書及び資料の作成及び申込みにかかる費用は、提出者の負担とする。
- (8) 本入札に参加しようとする者が入札執行時までには不当要求を受けた場合は近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、総合医療センター総務課に報告しなければならない。不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市病院事業建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき指名停止を行う。

18. 入札に関する問い合わせ先

近江八幡市立総合医療センター

総務課管理グループ（担当） 森 祥至

T E L 0748-33-3151 F A X 0748-33-4877